

平成 24 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

平成 25 年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 8 号

平 成 25 年 8 月 26 日

尼 崎 市 長

稲 村 和 美 様

尼 崎 市 監 査 委 員 須 賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 津 田 加 寿 男

同 前 迫 直 美

平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第2	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
(1)	健全化判断比率	1
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等の状況	2
(1)	実質赤字比率について	2
(2)	資金不足比率について	3
(3)	連結実質赤字比率について	4
(4)	実質公債費比率について	5
(5)	将来負担比率について	6
(6)	平成21年度から23年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較	7
3	まとめ	9
(1)	今回の算定結果について	9
(2)	平成24年度の状況	9
(3)	プラン期間中の状況	10
(4)	要請事項	10
< 参考資料 >		
1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計	13
2	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	14
3	類似都市の財政指標等	20
4	用語説明	24

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成24年度決算」という。）に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成25年7月10日から平成25年8月12日まで

3 審査の方法

審査に付された平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	11.25%	20%
連結実質赤字比率	-	-	-	16.25%	30%
実質公債費比率	11.9%	12.4%	12.7%	25%	35%
将来負担比率	183.0%	166.8%	155.6%	350%	

(2) 資金不足比率

	会 計 名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計	-	-	-	20%
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	-	-	-	20%
	自 動 車 運 送 事 業 会 計	18.2%	17.2%	18.4%	20%
	下 水 道 事 業 会 計	-	-	-	20%
法 非 適 用 企 業	廃 棄 物 発 電 事 業 費 会 計	-	-	-	20%
	地 方 卸 売 市 場 事 業 費 会 計	-	-	-	20%
	都 市 整 備 事 業 費 会 計	-	-	-	20%

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「 - 」で表示される。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の平成24年度実質収支額は、1億1,700万円の黒字で、実質赤字比率は、「 - 」で表示される。

実質赤字比率を数値で示すと、平成24年度は 0.11%である。

(単位：百万円)

会 計 名	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24 年 度	対前年度 増 減 額	対前年度 増減率(%)
一 般 会 計	21	23	117	94	418.3
育 英 事 業 費 会 計	0	0	0	0	-
公共用地先行取得事業費会計	0	0	0	0	-
公害病認定患者救済事業費会計	0	0	0	0	55.3
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計	0	0	0	0	-
青少年健全育成事業費会計	0	0	0	0	-
一般会計等実質収支額	22	23	117	94	415.3
実 質 赤 字 比 率	- (0.02%)	- (0.02%)	- (0.11%)	- (0.09%)	

平成24年度は、次表のとおり、市債充当率の嵩上げや退職手当債を合計約16億円発行して財源対策を講じた結果、実質収支の黒字を保っている。

財源対策の内容 (単位：百万円)

	基金の 取崩し	市債充当率 の嵩上げ	退職手当債 の発行	計
平成22年度	0	1,924	1,266	3,190
平成23年度	0	2,298	1,800	4,098
平成24年度	0	467	1,100	1,567

イ 類似都市との比較

本市の状況を中核市41市のうちの類似都市（人口36万人以上56万人未満、第二次、第三次産業従事人口95%以上、県庁所在地を除く都市から抽出した8市（以下「類似都市」という。）の平成23年度決算数値＜参考資料3(1)＞で比較すると、実質赤字比率（0.02%）は、8市中で最も高い（悪い）。（平均値（尼崎市を除く。以下同じ。）：4.34%）

(2) 資金不足比率について

本市の状況

本市の平成24年度の資金剰余（不足）額は、次表のとおりであり、自動車運送事業会計で4億2,400万円の資金不足が生じ、資金不足比率は18.4%となった。

各会計の資金剰余（不足）額 (単位：百万円)

区分	会計名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
法適用 企業	水道事業会計	4,786	5,551	6,398	847	15.3
	工業用水道事業会計	3,514	3,064	3,839	775	25.3
	自動車運送事業会計	498	414	424	10	2.2
	下水道事業会計	3,133	4,142	4,145	3	0.1
法非 適用 企業	廃棄物発電事業費会計	4	82	247	165	202.3
	地方卸売市場事業費会計	208	239	242	3	1.2
	都市整備事業費会計	0	0	0	0	-

資金剰余（不足）額の「」は資金不足額を表示している。

自動車運送事業会計は、高齢者市バス特別乗車証制度の見直しの影響などにより運送収益が減少したものの、人件費を抑制したことなどから、800万円の経常損失となった。これに特別利益の経営支援補助金1億1,000万円を加えた結果、9,200万円の純利益を計上し、当年度末未処理欠損金は4億9,700万円となっている。

この経営支援補助金を控除すると、資金不足比率は23.2%と経営健全化基準を上回る深刻な経営危機状況である。

(3) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字であり、連結実質赤字比率は、「 - 」で表示される。

連結実質赤字比率を数値で示すと、平成24年度は 17.20%であり、前年度に比べ2.05ポイント低下（改善）している。

各会計の実質収支(資金剰余)額

(単位：百万円)

会 計 名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	対前年度 増 減 額	対前年度 増減率(%)
一 般 会 計 等	22	23	117	94	415.3
実 質 赤 字 比 率	- (0.02%)	- (0.02%)	- (0.11%)	- (0.09%)	
国民健康保険事業費会計	942	1,259	1,542	283	22.5
介護保険事業費会計	382	530	540	10	1.9
老人保健医療事業費会計	1	-	-	-	-
後期高齢者医療事業費会	48	119	146	27	23.1
農業共済事業費会計	8	8	8	0	2.4
駐車場事業費会計	0	0	0	0	-
競艇場事業費会計	177	387	252	135	35.1
小 計	1,558	2,303	2,488	185	8.0
水道事業会計	4,786	5,551	6,398	847	15.3
工業用水道事業会計	3,514	3,064	3,839	775	25.3
自動車運送事業会計	498	414	424	10	2.2
下水道事業会計	3,133	4,142	4,145	3	0.1
小 計	10,934	12,343	13,958	1,615	13.1
廃棄物発電事業費会計	4	82	247	165	202.3
地方卸売市場事業費会計	208	239	242	3	1.2
都市整備事業費会計	0	0	0	0	-
小 計	212	321	489	168	52.5
合 計	12,726	14,990	17,053	2,063	13.8
標準財政規模	98,890	98,940	99,121	181	0.2
連結実質赤字比率	- (12.86%)	- (15.15%)	- (17.20%)	- (2.05)	

実質収支(資金剰余)額の「 - 」は実質赤字(資金不足)額を表示している。

この計算は、(1)の一般会計等実質収支額に(2)の資金不足(剰余)額を加え、更に、国民健康保険事業費会計等の6特別会計の実質収支額を加えた計算結果である。

平成24年度の実質収支額は、前年度と比べ、20億6,300万円(13.8%)増加(改善)している。これは、国民健康保険事業費会計等の6特別会計で1億8,500万円、公営企業に係る特別会計(法適用企業)で16億1,500万円、廃棄物発電事業費会計等の3特別会計(法非適用企業)で1億6,800万円増加したことによるものである。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成23年度決算数値<参考資料3(1)>で比較すると、連結実質赤字比率(15.15%)は、8市中6番目にあたり、平均値を下回っている。(平均値:18.32%)

(4) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成22年度から24年度までの3か年平均の実質公債費比率は、前年度から0.3ポイント上昇(悪化)し、12.7%となった。

平成24年度単年度の比率をみると、前年度から0.5ポイント低下し、12.3%となった。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)			【参考】実質公債費比率 (単年度)	
平成22年度 11.9%	平成23年度 12.4%	平成24年度 12.7%	平成20年度	11.3%
			平成21年度	11.3%
			平成22年度	13.1%
			平成23年度	12.8%
			平成24年度	12.3%

備考: 実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

イ 類似都市との比較

(ア) 市債残高

本市の状況を類似都市の数値(平成23年度決算数値を標準財政規模で規模補正した市債残高:<参考資料3(1)>)で比較すると、市債残高(2,761億円)は、8市中、前年度と同様最も額が多く、平均値の約1.7倍となっている。(平均値:1,663億円)

なお、類似都市と比較を行う場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を尼崎市の財政規模に倍率補正する係数を求め、各数値にこの補正係数を乗じた数値により比較している。(以下規模補正という場合は同様の補正を行っている。)

(イ) 実質公債費比率

本市の状況を類似都市の平成23年度決算数値<参考資料3(1)>で比較すると、実質公債費比率(12.4%)は、8市中で最も高い(悪い)。(平均値:8.8%)

(5) 将来負担比率について

ア 本市の状況

将来負担比率の算定式

(単位：百万円)

将来負担額 A 332,829	-	充当可能財源等 B 197,257	=	純負担額 A - B 135,572	=	将来負担比率 155.6%
標準財政規模 C 99,121	-	算入公債費等の額 D 12,005	=	C - D 87,116		

平成24年度の将来負担比率は、算定の結果、155.6%となった。

将来負担額には、地方債の現在高(2,672億円)、公営企業債等繰入見込額(286億円)、市職員退職手当負担見込額(240億円)、外郭団体等の負担見込額(62億円)及び債務負担行為に基づく支出予定額(62億円)等があり、総額3,328億円と算出された。

この将来負担額から、保有する基金残高を含む充当可能財源等(1,973億円)を差し引いた純負担額は1,356億円となっている。標準財政規模(991億円)から基準財政需要額に算入された公債費(120億円)を差し引いた額で純負担額を除した値(将来負担比率)は155.6%となっている。

イ 類似都市との比較

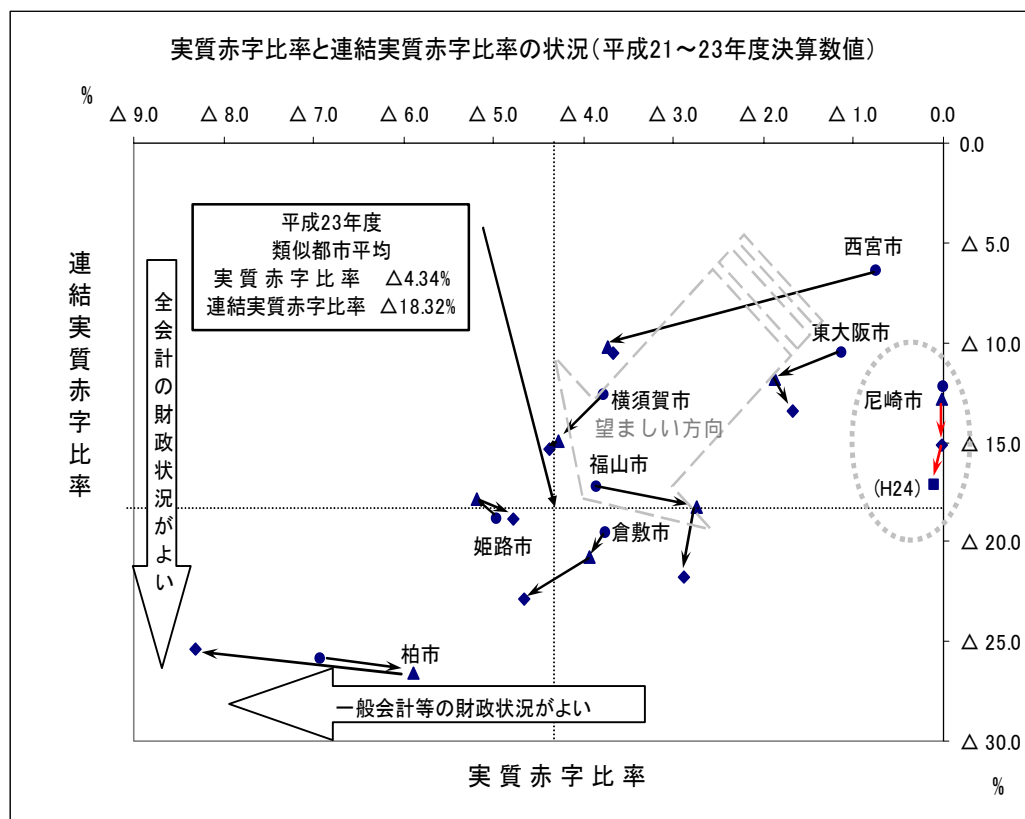
本市の状況を類似都市の平成23年度決算数値<参考資料3(1)、(2)>で比較すると、将来負担比率(166.8%)は、8市中でも突出して高い(悪い)状況にあり、平均値に比べ、約2.7倍(平均値：62.3%)となっている。

また、本市の平成23年度の将来負担額(3,461億円)は、標準財政規模(経常的一般財源の規模(989億円))の約3年半分で、市民1人当たりの負担額は約76万円(充当可能財源等を控除した純負担額は約32万円)となっている。

(6) 平成21年度から23年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較

ア 実質赤字比率と連結実質赤字比率

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス()で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。したがって、グラフマークの軌跡が左下に向かっていくほど、実質赤字比率、連結実質赤字比率それぞれを算出する際の黒字の割合が大きく(良く)なっていることを示している。

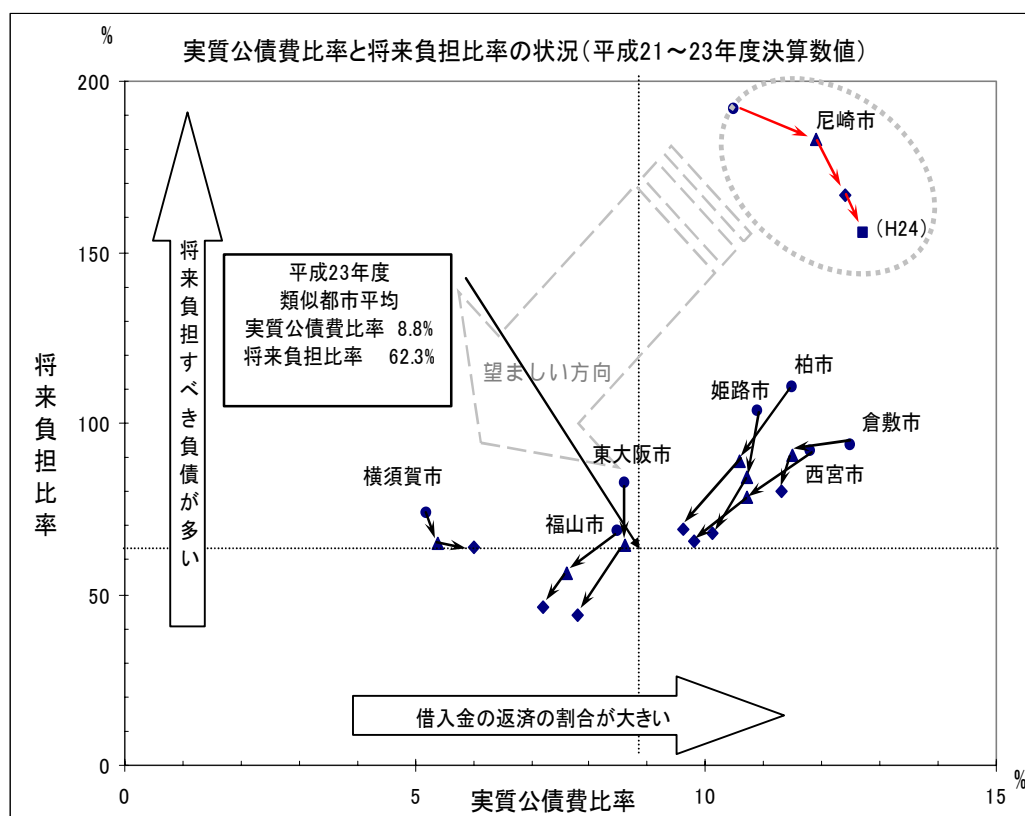
類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが、類似都市平均値より高くなっており、財政状況に問題がある可能性も考えられる。

本市の状況は、右側グラフ軸上を真下方向に動いており、150億円を超える公営事業会計の資金剰余額があることから、連結ベースでは類似都市平均に近づいているが、基幹となる一般会計等の財政状況が極めて悪く、かろうじて黒字を保っているにすぎないといった状態が続いている。

イ 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まるまでは将来負担比率を高く（悪く）する要因となり、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

類似都市の平成23年度の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きいと考えられる。

本市の状況は、右上のゾーンにあって、返済額が大きいうえに、将来負担すべき負債が突出して大きいことがわかる。しかしながら、増加傾向にあった地方債の現在高が平成23年度決算では19年度以降で初めて減となり、また、地方債以外の将来負担額も減少しているため、高い（悪い）水準ではあるものの、将来負担比率は徐々に低下してきている。

一方、多額の地方債現在高のうち、土地開発公社保有地買戻しに係る公共用地先行取得事業債、財源対策として発行した退職手当債などの償還が今後本格化してくるため、実質公債費比率は更に上昇（悪化）していくものと見込まれる。

3 まとめ

(1) 今回の算定結果について

平成24年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかし、本市財政の実態が健全な状態にないことは、「健全化判断比率等の状況」で記述したところであり、今後とも大きな課題である。

(2) 平成24年度の状況

平成24年度一般会計決算を見ると、当初予算で45億円と見込んでいた収支不足が、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税額が15億円増であったことや扶助費が15億円少なかったことなどによって14億円となり、退職手当債や市債充当率の嵩上げといった市債発行による財源対策は16億円となった。この結果、一般会計等の実質収支額は1億1,700万円となり、実質赤字比率は「-」(黒字)となった。

次に、公営事業の法適用企業4会計の決算では、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の3会計で純利益を34億円計上し、資金剰余額は140億円を超える状況となり、一般会計とは対照的に極めて良好な状態にある。残る自動車運送事業会計では、人件費の削減等により営業費用が減少したものの、輸送人員の減少及び高齢者市バス特別乗車証制度の見直しの影響等により運送収益が減少したことから、800万円の経常損失となった。これに特別利益として経営支援補助金1億1,000万円が計上されたため純利益は9,200万円となり、資金不足比率は、経営健全化基準(20%)を下回る18.4%となった。しかし、当該補助金の交付がなければ、同比率は23.2%になっており、経営は、依然、深刻な状況にあることを示している。

また、法適用企業以外の会計では主に、競艇場事業費会計が前年度に比べ、実質収支額を減らした一方で、国民健康保険事業費会計、廃棄物発電事業費会計で実質収支額が増となったことから、連結実質収支額は前年度より21億円増の170億5,300万円となり、結果、連結実質赤字比率は「-」(黒字)となっている。

実質公債費比率については、単年度で見ると前年度に比べ低下したものの、3か年平均では前年度の12.4%から12.7%に上昇している。今後、退職手当債及び土地開発公社の経営健全化計画に伴い発行した市債の償還が本格化し、比率は更に上昇すると見込まれることから、市債の発行については、これまで以上に抑制に向けた取組が必要である。

将来負担比率については、市債残高、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額など、比率計算に際しての負担額がほぼ全ての項目で減少したことによって155.6%になり、前年度の166.8%から11.2ポイント低下した。しかしながら、類似都市と比較(平成23年度)すると、同比率は類似都市平均の2.7倍という高い水準にあり、8都市中、最下位の位置にある。また、本市では、今後も学校施設耐震化事業などの投資が予定されており、当面の間は、収支不足を補うための財源対策として市債発行は避けられないことから、引き続き市債残高の削減が重要課題である。

(3) プラン期間中の状況

本市では、平成20年度から5年間を対象とする「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、実質的な収支均衡の確保を最終目標に掲げてきた。このプラン期間中において、当初の20年度決算では90億円、21年度決算では100億円を超える財源対策を行っていたが、プラン最終年の24年度決算では、これを16億円にまで縮減させてきた。

この間の健全化判断比率(20年度決算分から法全部施行)を見ると、実質赤字比率は0.01～0.11%で、かろうじて黒字を確保している状況である。実質公債費比率は20年度には8類似都市中、中位であったものが、その後他都市の比率が低下傾向にあるのに対して本市の比率は漸増し、23年度では類似都市平均の1.4倍にまで悪化し最下位となっている。また、将来負担比率は年次的に改善しつつあるが、23年度に至っても類似他都市に比べて突出して高い数値にある。このように、プラン期間中の取組を経てもなお、依然として本市財政が厳しい状況に置かれていることに変わりはない。

(4) 要請事項

今年度からスタートした「あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)では、「都市の体質転換を図るとともに、税源の涵養に取り組む」「効果的・効率的な財政運営を図る」との考えの下、財源対策としての市債発行の抑制を目指している。しかし、一方ではプランでの取組によってこれまで70億円もの構造改善効果をあげたにもかかわらず、今後10年間、年50億円程度の収支不足を見込んでおり、当面の間は、市債発行等の財源対策に頼らざるを得ない状況にある。

本市は、これまで退職手当債や市債充当率の嵩上げによる市債を発行するなどの財源対策を講じることにより、かろうじて実質赤字比率を「-」(黒字)に保ってきた。しかし、このような起債による財源対策では、公債費を増加させ、さらに収支不足の拡大を招き、市債残高を増加させるという負のスパイラルに陥ると考えられる。

加えて、その財源対策も、退職手当債は27年度までの時限措置であること、また、市債充当率の嵩上げも投資的事業の本債に加えての発行であることから限界がある。

このように、本市は、長らく財源対策を講じることが必要な赤字体質に陥っており、できるだけ早期にこの体質の転換を図るべく、プロジェクトの取組項目を確実かつ早期に達成し、収支均衡が図られる財政運営を実現できるよう要請する。

また、取組に当たっては、市民に十分説明し、理解を得ながら進めるように併せて要請する。

< 参 考 资 料 >

1 平成24年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

一 般 会 計						
特 別 会 計	育英事業費会計	一 般 会 計 等	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	公共用地先行取得事業費会計					
	公害病認定患者救済事業費会計					
	母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計					
	青少年健全育成事業費会計					
	国民健康保険事業費会計	公 営 事 業 会 計	資金不足比率			
	介護保険事業費会計					
	後期高齢者医療事業費会計					
	農業共済事業費会計					
	駐車場事業費会計					
競艇場事業費会計						
水道事業会計	法 適 用	資金不足比率				
工業用水道事業会計						
自動車運送事業会計						
下水道事業会計						
法非適用	法 非 適 用	資金不足比率				
廃棄物発電事業費会計（電気事業）						
地方卸売市場事業費会計（市場事業）						
都市整備事業費会計（宅地造成事業）						
一部事務組合、 広域連合	丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合					
地方公社 第三セクター等	尼崎市土地開発公社 (公財)尼崎市総合文化センター (公財)尼崎健康医療財団 (社福)阪神福祉事業団 兵庫県信用保証協会					

2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

実質赤字比率 (-)	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (-)}}{\text{標準財政規模 99,120,659 千円}}$
-----------------	---	--

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
 - ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 = 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

項 目		金 額 (千円)
歳 入 総 額		184,642,807
歳 出 総 額		184,336,501
歳入歳出差引額	= -	306,306
翌年度に繰り越すべき財源		188,918
一般会計等実質収支額	- = A	117,388
標準財政規模	B	99,120,659
実質赤字比率	A / B	- (0.11%)

一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額

イ 連結実質赤字比率

	連結実質赤字額 (-)	
連結実質赤字比率 (-)	=	----- 標準財政規模 99,120,659 千円

・ 連結実質赤字額：イとロの合計額が八と二の合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額	資金剰余額
一 般 会 計 等		117,388	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,542,211	
	介護保険事業費会計	540,313	
	後期高齢者医療事業費会計	146,019	
	農業共済事業費会計	7,622	
	駐車場事業費会計	0	
	競艇場事業費会計	251,578	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	6,398,346
		工業用水道事業会計	3,838,940
		自動車運送事業会計	423,537
		下水道事業会計	4,144,517
	法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	247,274
		地方卸売市場事業費会計	242,064
		都市整備事業費会計	0
合 計		17,052,735	
標 準 財 政 規 模		99,120,659	
連結実質赤字比率		- (17.20%)	

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率 (3か年平均) 12.7%	=	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$
-----------------------------	---	--

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- ・ 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
A 地方債の元利償還金	24,686,988	24,983,783	24,048,402
B 準元利償還金	6,184,218	5,554,993	5,312,401
C 特定財源	6,598,292	6,701,301	6,577,042
D 算入公債費等	12,992,849	12,801,662	12,004,739
E 標準財政規模	98,889,554	98,940,401	99,120,659
A + B 地方債の元利償還金・準元利償還金	30,871,206	30,538,776	29,360,803
C + D 特定財源 + 算入公債費等	19,591,141	19,502,963	18,581,781
(A + B) - (C + D)	11,280,065	11,035,813	10,779,022
E - D 標準財政規模 - 算入公債費等	85,896,705	86,138,739	87,115,920
F 実質公債費比率（単年度） (A + B) - (C + D) / (E - D)	13.1%	12.8%	12.3%
実質公債費比率（3か年平均）	12.7%		

工 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

155.6%

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- ・ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- ・ 算入公債費等：(P.16「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照)

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対前年度 増 減
将来負担額 A	358,888,223	346,121,930	332,829,097	13,292,833
地方債の現在高	282,530,419	276,116,946	267,216,169	8,900,777
債務負担行為に基づく支出予定額	7,628,133	6,802,866	6,154,349	648,517
公営企業債等繰入見込額	31,861,045	29,394,472	28,568,923	825,549
組合負担等見込額	1,096,922	880,704	656,353	224,351
退職手当負担見込額	26,449,436	24,686,274	24,009,441	676,833
設立法人の負債額等負担見込額	9,322,268	8,240,668	6,223,862	2,016,806
充当可能財源等 B	201,648,269	202,414,410	197,257,343	5,157,067
充当可能基金	20,661,494	19,819,996	16,802,585	3,017,411
充当可能特定歳入	64,303,964	64,349,208	55,617,383	8,731,825
基準財政需要額算入見込額	116,682,811	118,245,206	124,837,375	6,592,169
A - B	157,239,954	143,707,520	135,571,754	8,135,766
標準財政規模 C	98,889,554	98,940,401	99,120,659	180,258
算入公債費等 D	12,992,849	12,801,662	12,004,739	796,923
C - D	85,896,705	86,138,739	87,115,920	977,181
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	183.0%	166.8%	155.6%	11.2

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	対前年度増減	
一 般 債	土 木	67,014,303	68,949,463	65,233,355	3,716,108	
	教 育	28,801,840	29,712,434	31,140,293	1,427,859	
	衛 生	29,534,558	27,177,169	24,811,381	2,365,788	
	その他の普通債	41,822,527	39,669,588	37,361,340	2,308,248	
	小 計	167,173,229	165,508,654	158,546,369	6,962,285	
会	災 害 復 旧 債	829,789	88,180	7,658	80,522	
計	そ の 他	臨時財政対策債	43,858,513	50,606,977	57,925,634	7,318,657
		退職手当債	12,996,246	14,457,322	15,012,328	555,006
		その他減税補てん債等	16,753,446	14,975,788	13,082,255	1,893,533
		小 計	73,608,205	80,040,086	86,020,217	5,980,131
公共用地先行取得事業債		40,757,115	30,317,945	22,479,844	7,838,101	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業債		162,081	162,081	162,081	0	
合 計		282,530,419	276,116,946	267,216,169	8,900,777	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特別会計名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	対前年度増減
水道事業会計	290,134	117,981	14,175	103,806
自動車運送事業会計	264,249	142,650	56,467	86,183
下水道事業会計	30,205,004	28,192,419	27,767,682	424,737
地方卸売市場事業費会計	132,308	116,283	98,997	17,286
駐車場事業費会計	969,350	825,139	631,602	193,537
合 計	31,861,045	29,394,472	28,568,923	825,549

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法人名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	対前年度増減
尼崎市土地開発公社	2,112,959	2,203,727	2,469,154	265,427
尼崎市総合文化センター	3,068,963	2,591,634	1,713,764	877,870
尼崎健康医療財団	3,963,042	3,302,536	1,837,424	1,465,112
尼崎環境財団	44,780	-	-	-
阪神福祉事業団	121,355	105,080	92,338	12,742
兵庫県信用保証協会	11,169	37,691	111,182	73,491
合 計	9,322,268	8,240,668	6,223,862	2,016,806

尼崎環境財団は、平成23年度末で損失補償付債務がゼロとなった。

(2) 資金不足比率の算定式

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

- 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業） = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額（ ）

資金の不足額（法非適用企業） = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額（ ）

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

- 事業の規模：

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額（ ） - 受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額（ ） - 受託工事収益に相当する収入の額

事業の規模（法非適用企業（宅地造成事業）） = 資本の額に相当する額 + 負債に相当する額

指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

（単位：千円）

区分	会 計 名	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
法適用 企 業	水 道 事 業 会 計	6,398,346	9,431,622	-
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	3,838,940	1,683,324	-
	自 動 車 運 送 事 業 会 計	423,537	2,291,688	18.4%
	下 水 道 事 業 会 計	4,144,517	10,562,537	-
法非適 用企業	廃棄物発電事業費会計	247,274	506,339	-
	地方卸売市場事業費会計	242,064	340,940	-
	都市整備事業費会計	0	0	-

3 類似都市の財政指標等（総務省・地方財政状況調査関係資料等から抜粋）

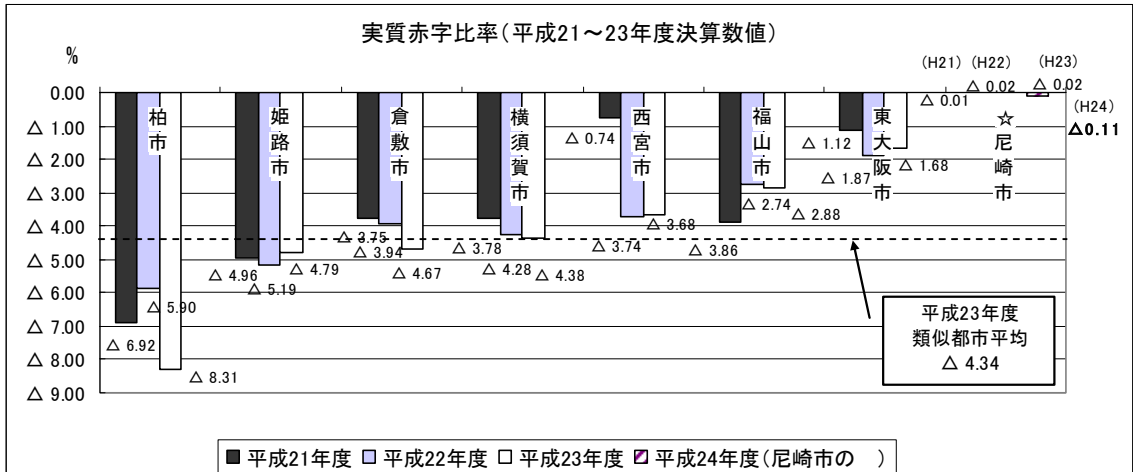
(1) 財政指標等（平成23年度決算数値）

（単位：人、千、%、百万円）

区 分	尼崎市	柏 市	横須賀市	東大阪市	姫路市	西宮市	倉敷市	福山市	
人口（22年国勢調査）	453,748	404,012	418,325	509,533	536,270	482,640	475,513	461,357	
面 積	49.97	114.90	100.71	61.81	534.44	99.96	354.72	518.14	
健全化判断比率	実質赤字比率	0.02	8.31	4.38	1.68	4.79	3.68	4.67	2.88
	連結実質赤字比率	15.15	25.35	15.40	13.41	18.84	10.57	22.92	21.74
	実質公債費比率	12.4	9.6	6.0	7.8	10.1	9.8	11.3	7.2
	将来負担比率	166.8	68.9	63.7	43.9	67.9	65.4	80.2	46.4
財 政 力 指 数	0.83	0.94	0.83	0.75	0.83	0.87	0.85	0.82	
経 常 収 支 比 率	93.8	95.5	95.7	95.7	82.1	95.3	85.7	88.9	
一般会計等歳出総額	191,518	110,949	138,076	185,753	209,549	167,268	174,116	168,823	
標準財政規模	98,940	72,805	83,040	104,406	117,810	97,239	100,768	98,134	
地 方 税 収 入	78,469	62,090	62,706	74,731	94,245	81,812	80,002	72,893	
交 付 税 収 入	13,790	7,757	13,143	22,008	18,918	10,322	16,747	18,113	
地 方 債 収 入	22,177	8,512	14,940	15,395	14,399	15,937	19,036	16,406	
人 件 費	29,496	22,502	27,541	30,448	32,471	33,277	29,370	30,671	
公 債 費	33,017	13,441	16,424	18,248	21,482	22,424	16,891	19,945	
扶 助 費	63,555	24,096	30,306	67,040	44,694	39,536	41,932	41,112	
一般会計等地方債現在高	276,117	110,100	169,099	164,455	198,760	170,906	158,662	158,985	
〔標準財政規模で規模補正した地方債現在高〕	276,117	149,623	201,478	155,847	166,925	173,895	155,785	160,291	
充 当 可 能 基 金	19,820	13,430	17,836	19,549	44,884	19,764	13,882	23,194	
一 般 職 員 等	2,684	2,405	2,791	2,676	3,441	2,964	2,895	2,993	

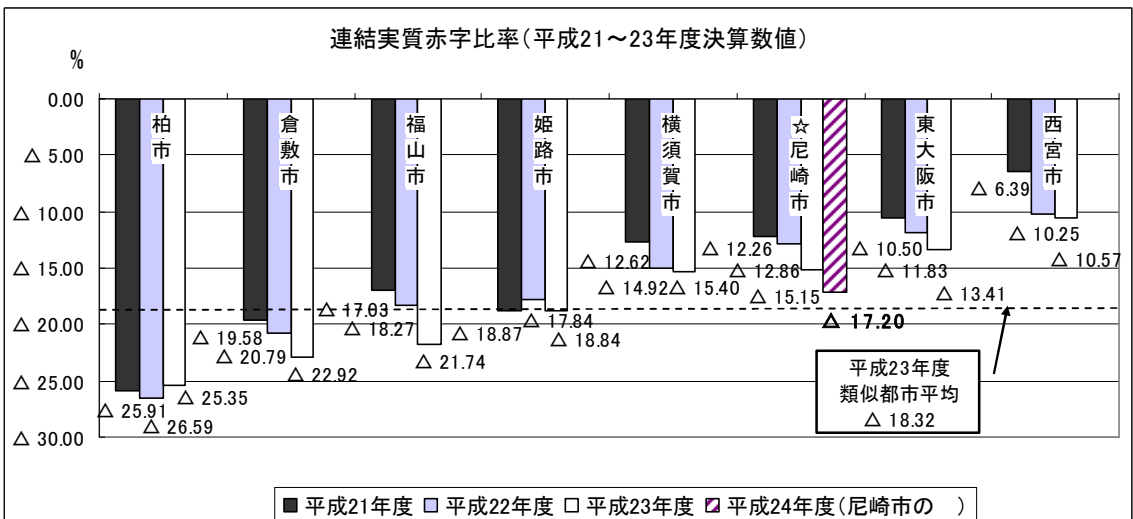
備考： 類似都市は、中核市のうち、人口36万人以上56万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市から抽出している。

ア 実質赤字比率

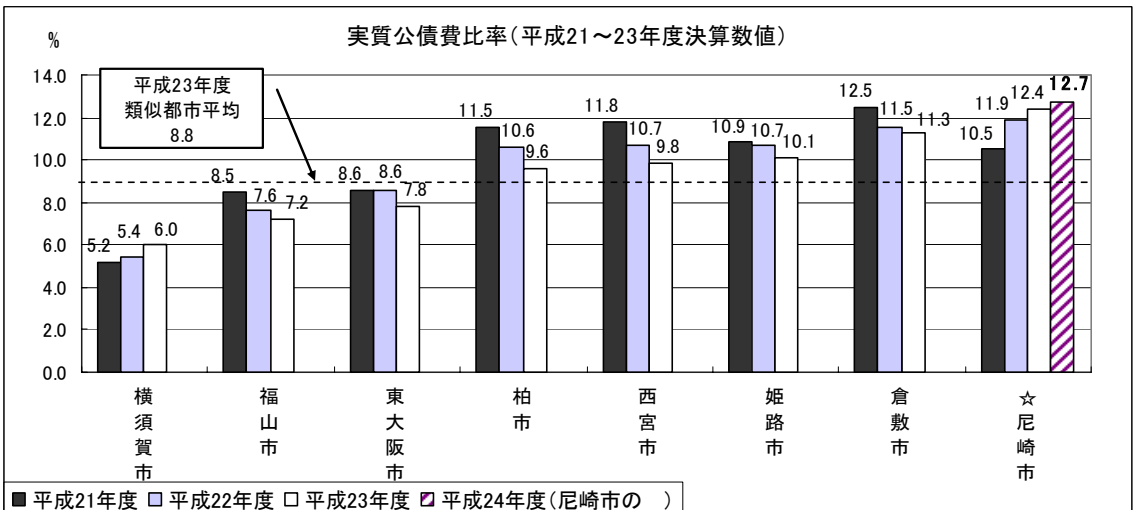


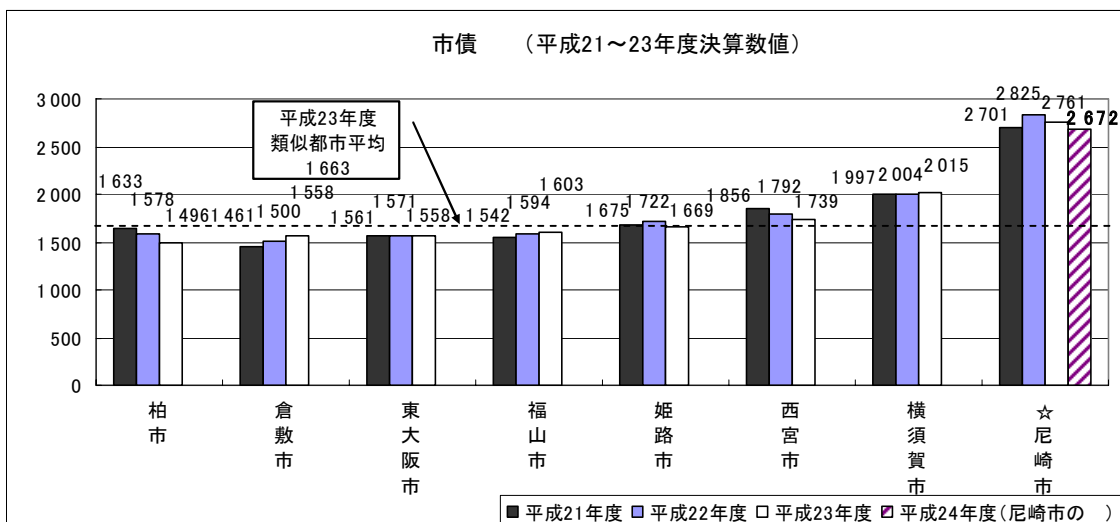
尼崎市については、平成24年度決算数値も表示している。(以下のグラフにおいても同じ。)

イ 連結実質赤字比率

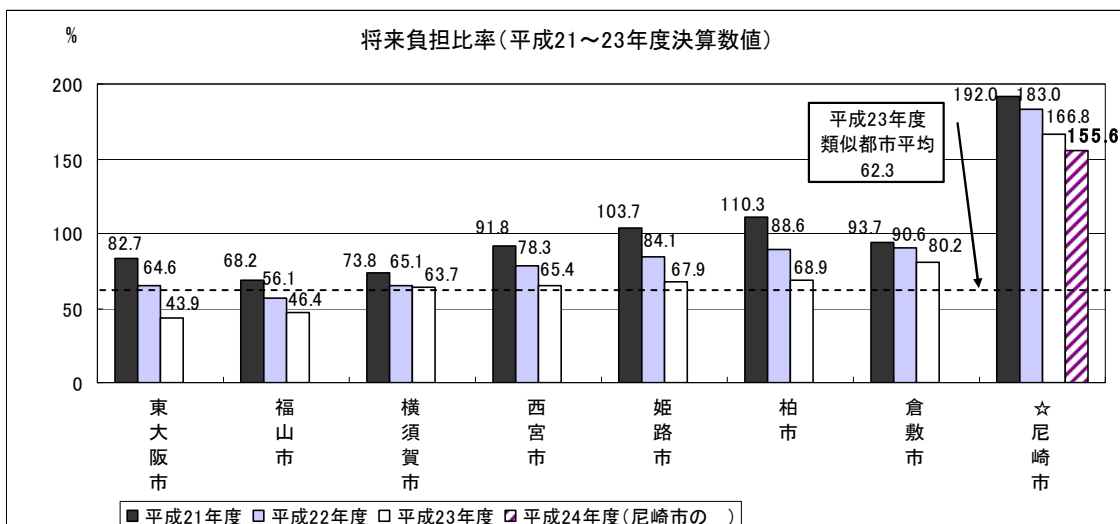


ウ 実質公債費比率等





工 将来負担比率



(2) 将来負担額等 (平成23年度決算数値)

(単位: %、百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	166.8	98,940	346,122	202,414	143,708	317
柏市	68.9	72,805	186,080	141,861	44,219	109
横須賀市	63.7	83,040	241,576	195,997	45,579	109
東大阪市	43.9	104,406	328,569	288,690	39,879	78
姫路市	67.9	117,810	362,930	295,392	67,538	126
西宮市	65.4	97,239	258,058	204,621	53,437	111
倉敷市	80.2	100,768	330,177	261,337	68,840	145
福山市	46.4	98,134	268,732	229,282	39,450	86

(3) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

（単位：％、百万円）

項 目	年度 区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 (尼崎市のみ)
	実 質 赤 字 比 率	尼 崎 市	0.01	0.02	0.02
	類似都市	3.59	3.95	4.34	...
一般会計等実質収支額	尼 崎 市	10	22	23	117
	類似都市	3,493	3,914	4,300	...
連 結 実 質 赤 字 比 率	尼 崎 市	12.26	12.86	15.15	17.20
	類似都市	15.84	17.21	18.32	...
連結実質収支額 ・ 資金剰余額	尼 崎 市	11,921	12,726	14,990	17,053
	類似都市	15,399	17,027	18,129	...
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	尼 崎 市	10.5	11.9	12.4	12.7
	類似都市	9.9	9.3	8.8	...
実質公債費比率 (単 年 度)	尼 崎 市	11.3	13.1	12.8	12.3
	類似都市	9.3	8.8	8.6	...
元利償還金の額 (特 定 財 源 控 除 後)	尼 崎 市	16,594	18,089	18,282	17,471
	類似都市	13,409	13,397	13,014	...
将 来 負 担 比 率	尼 崎 市	192.0	183.0	166.8	155.6
	類似都市	89.2	75.3	62.3	...
将来負担額	尼 崎 市	362,998	358,888	346,122	332,829
	類似都市	304,315	298,221	287,798	...
一般会計等地方債残高	尼 崎 市	270,102	282,530	276,117	267,216
	類似都市	167,502	168,022	166,264	...
充当可能基金	尼 崎 市	17,117	20,661	19,820	16,803
	類似都市	19,954	21,615	21,835	...
標 準 財 政 規 模 (類 似 都 市 は 単 純 平 均 値)	尼 崎 市	97,169	98,890	98,940	99,121
	類似都市	94,363	95,801	96,315	...

総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料 健全化判断比率・資金不足比率カード」及び各都市への照会により作成した。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(5) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

標準財政規模から算入公債費等（元利償還金及び準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額）を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

(7) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額 に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(8) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(9) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(10) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。